

Title	漢字と和訓と：筑紫万葉歌人の一方法
Sub Title	
Author	松田, 浩(Matsuda, Hroshi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2002
Jtitle	三田國文 No.35 (2002. 3) ,p.1- 9
JaLC DOI	10.14991/002.20020300-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20020300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

漢字と和訓と

―筑紫万葉歌人の一方法―

松田 浩

一 はじめに

『万葉集』は歌の集である。しかし、そこに集められた歌々は音声そのものとしてではなく、文字によって記載されたものとしてある。テキストとしての『万葉集』は、「視覚を通して享受する「文字の文学」に変貌を遂げている」との犬飼隆氏の指摘がある如く、文字化された歌は、文字によって再現しうる音声としてのウタであると同時に、その表記によって喚起されるイメージまでも含めた作品であると言える。

表記によって作り上げられる表現世界に対して、特に鋭敏かつ前衛的であったものが人麻呂であったことは稲岡耕二氏の研究に詳しい。中でも人麻呂歌集略体歌（古体歌）における、漢字が字義として目から齎す情報と、これに充てられる和訓との二重性とを利用した、「掛文字」とも言うべき表記方法は、書かれたもの・読むものとしての歌の持つ特性を大いに活かしたものと見て注目される。例えば、「是川（十一・二四二七他）」の表記は、ウヂとも訓読ができる「是」字を用いて地名「宇治川」に充てること、川の名たるウヂガハを表すと同時に、その字

義によって、表現主体が宇治川を前にしているという臨場表現を可能にする。

人麻呂の他、旅人や憶良に代表される筑紫万葉歌人たちの中においてまた、記載文学としての歌の制作が意欲的に行われたことは、原田貞義氏によつて、その書簡的性格を中心に指摘されるところでもあるが、本稿では特に、彼ら筑紫万葉歌人たちの、漢字とその訓との関わりせ方を利用した方法的特徴に焦点をあてて、若干の考察を加えてみたい。

二 領巾魔嶺歌群前文の「魔」

巻五・八七一―五の所謂、領巾魔嶺歌群には、大伴狭手彦とその妻松浦佐用姫との物語を語る前文が漢文で記されている。

大伴佐提比古郎子、特被_レ朝命奉_レ使藩国。艤棹言帰、稍赴蒼波。妾也松浦_レ佐用嬪面、嗟_レ此別易、歎_レ彼会難。即登_レ高山之嶺、遥望_レ離去之船、悵然断_レ肝、黯然銷_レ魂。遂脱_レ領巾_レ魔之。傍者莫_レ不_レ流_レ涕。因号_レ此山_レ曰_レ領巾魔之嶺也。乃作_レ歌曰、

この前文によれば、大伴狭手彦が朝命を承けて藩国へと赴く

に、妾である松浦佐用姫がこれを送り出した。その際に佐用姫は自らの領巾を脱いで磨り——「遂脱領巾磨之」、それによつてこの山は「領巾磨嶺」と名付けられた——「因号此山曰領巾磨之嶺也」、という。固有名詞であるこの山の名称「領巾磨嶺」がヒレフリノミネと訓まれることは、同じくこの山の伝承を伝える「肥前国風土記(乙類)」に、

松浦県。々東六里、有_レ岐搖岑。岐搖、比礼府離_ニ……(中略)

…離別之日、乙等比売、登望此峯、拳岐搖招。因以為名。と、「岐搖岑」の名称に「岐搖は此礼府離なり」の訓注があることから明らかである。また、「肥前国風土記(甲類)」においては「褶振峰」と記されるが、「褶振」がヒレフリと訓まれることに疑いはない。当然、当該の「領巾磨嶺」もまた「ヒレフリノミネ」と訓まれるべきものであり、「脱領巾磨」もその行為が山の名称となつたのであるから「領巾を脱きて磨る」というように「磨」の字に「フル」という訓が与えられていると見て間違ひはないであろう。

さて、「磨」にはフルの訓が与えられていたということを確認した上で、風土記における領巾磨嶺の伝承において、この「磨」にあたる部分を確認すると、

大伴狹手彦連、発船渡任那之時、弟日姫子登此、用_レ褶振招。因名_ニ褶振峰_一。(甲類風土記)

離別之日、乙等比売、登望此峯、拳岐搖招。因以為名。(乙類風土記)

のように、「褶を用て振り招ぎき。」(甲類)、「岐を拳げて揺り招ぎき。」(乙類)と、領巾を「振(揺)」するという行為を以て「招

いだことが明記されている。当然訓読のレベルにおいても、「フリヤグ」のであって、和訓の上にも領巾を振るという行為の目的が示されており、当該前文の「フル」とはその目的の有無という点で一線を画している。

このように風土記の伝承と当該前文の記述とを比べてみると、前文の領巾振りの行為においては、その目的が示されていないかの如くに見える。伊藤博氏は、この前文について、

(前文は)松浦佐用姫が具体的に何を目的にして袖を振つたかについては触れていない。領巾には呪力があり、それを振れば念願がかなうとされていた当代にあつては、念願が船よ帰れということにあつたのか、船に追いつきたいということにあつたのか、理を重んずる人を即座に襲つた疑問であつただろうと思う。

と述べられる。前文を素直に訓読すれば、まさに氏の指摘の如くである。しかし、このように目的が示されていないように見えるのは、偏に、前文において意図的に「磨」に「フル」の訓が与えられていることによると考えられるのである。

抑も、「磨」の字は、例えば『類聚名義抄』では「サシマネク」と訓ぜられ、西本願寺本万葉集にも「サシマネク イ」との異本注記が左訓として見られるように、一般的には「フル」と訓を与えられる漢字ではない。つまり、当該の前文は、本来「フル」と読まれることのない漢字に固有名詞ヒレフリノミネを利用することによつてフルの訓を与えているのである。なお、西本願寺本以下の諸本にサシマネクの異本注記が存するのは、「磨」の字に対して一般的な訓が定着した時代の訓読——「磨」

はサシマネクと訓ずべき漢字であるとの認識の定着以後の訓読
―が反映された結果であると考えてよからう。

前文によってフルの訓を与えられた「麾」の字は「麾、旌旗
之属、所以指揮也。(玉篇)」とあるように、指図旗を意味す
る。当該例の如くに動詞としての使用例を漢籍に確認すると、
瑕叔盈又以螭弧登、周麾而呼曰、「君登矣」。鄭師畢登。

〔春秋左氏伝〕隱公一一年秋七月

(瑕叔盈は軍旗をもつて城壁に登り、周く麾して「わが君
は登った」と呼びかけると、鄭の軍勢は皆城壁に登った。)

〔漢書〕韓信伝

(漢王は大将の印綬と兵符とを奪い、諸將を麾召して更迭
を行なった。)

乃顧麾左右執戟、皆仆兵罷。

〔漢書〕周勃伝

(滕公は顧みて左右の執戟に麾すると、執戟らは武器を伏
せて罷つた。)

などを始めとして、数多なる用例を見る。「麾」は、軍旗をもつ
て軍勢に指図をする意から、兵を呼び集める、下がらせるといつ
た意に用いられている。松浦佐用姫の場合も、「脱領巾・麾と
あることから、肩に掛けていた領巾を脱ぎ、これを旌旗の如く
に振って指図をし、佐提比古を招き寄せようとしたのであろう
ことが「麾」の字義からは伺える。当該の前文では、このよう
な字義を持った「麾」の字に「フル」という訓を与えているの
である。

当該前文の「麾」においては、訓読の上では「フル」のみが
与えられ、その目的たる「招」ぐことは和語に反映されずに字

義のみに託されている。言うなれば、「麾」の字によって想定し
得る、領巾を旗の如くに振って佐提比古を呼び戻そうとする
の目的を、和訓を利用して包み隠しているのである。

そしてその上で、これに続く和歌は、

①遠つ人松浦佐用姫夫恋ひに領巾振りしより負へる山の名

(五・八七二)

後人追和

②山の名と言ひ継げとかも佐用姫がこの山の上に領巾を振り

けむ (五・八七二)

最後人追和

③万世に語り継げとしこの丘に領巾振りけらし松浦佐用姫

(五・八七三)

最々後人追和二首

④海原の沖行く船を帰れとか領巾振らしけむ松浦佐用姫

(五・八七四)

⑤行く船を振り留みかねいかばかり恋しくありけむ松浦佐用

姫 (五・八七五)

と並べられる。右の①から⑤までの歌に波線を付したように、
それぞれの和歌に共通して歌われるのは、松浦佐用姫が領巾を
何故に振ったのか、という「領巾麾」の目的の解釈である。

「夫恋しさのために」―①、「山の名として言い継げというた
めか」―②、「万世に語り継げと」―③、「沖を行く船に対して
帰って来いということか」―④、「去つてゆく船を(領巾を振
ることで)留め(ようとすると叶わず)」―⑤というように、各

人(後人・最後人・最々後人)がそれぞれの様々な解釈を追和

によつて重ねて行く。井村哲夫氏は当該歌群の和歌に対して、
憶良は、佐用姫に自由な解釈を与えている。佐用姫は、去
り行く愛人の船を「振り招く」（『肥前国風土記』）ための呪
術的行為としてのみ領巾を振つたのだが、それを「山の名
と言ひ継げ」「万代に語り継げ」とて領巾を振つたのだとい
うのは、憶良自身の心底の吐露にほかならない。

と論ぜられる。確かに風土記に見える伝承上の松浦佐用姫は「振
り招」いだのであるが、当該歌群前文においては、その行為の
目的を和語に反映させていない。「魔」に和訓「フル」を与える
ことによつて、何のために領巾を振つたのかを漢字の字義の側
に一端委ね、これに対して和歌の側で自由な解釈を積み重ねる
という構成のもとに氏の指摘するような心底の吐露ということ
を可能にしているのである。

初発の歌から、後人、最後人と「フル」目的の解釈が重ねら
れた上で、最々後人に至つて、「沖行く船を帰れとか」領巾を「フ
ル」、そして「フル」ことによつても「行く船を留みかね」と、
「魔」の本来の字義である、旗を振ることで指図をする―帰つ
てくるように招く―ということが和語の上に現される。和歌に
よる自由な解釈の積み重ねではありつつも、最終的に前文の
「魔」に即応するかたちで、最々後人の歌は作られているので
ある。もし前文のヒレフリの行為が風土記の如くに「振招」或
いは「揺招」と記されていたならば、最々後人の「沖行く船を
帰れとか」との疑問を含んだ表現は成し得なかつたのである。
また、当該の前文が、漢文音読を前提とした文であれば、「魔」
の語義は明らかであり、最々後人の歌のように疑問を挿し挟む

ことはできない。この点で、当該歌群の前文は訓読すべきもの
として想定さるのであり、その訓読によつて現された和語を前
提として構成がなされているということが確認出来る。

この歌群における「後人」は、虫麻呂の葦屋菟原娘子の歌に
： 長き世の 語りにしつづ 後人の 惚ひにせむと ：

（九・一八〇一）

とある後人の如くに、佐用姫の伝承を聞き継ぎ、語り継ぐ立場
の者としてある。そしてその後人らは、「魔」字に和語フルを与
えられた形の伝承―佐用姫の目的が隠された伝承を、聞き継い
だという立場で作歌をなしているのである。

つまり、テキストの上では、歌と前文とが一体となつて一つ
の歌物語の如きものを形成しているのであつて、「後人」はあく
までもその登場人物としての役割を果たしているのである。後
人は、前文の伝承を聞き継ぎ、語り継ぎ、歌い継ぐ者であるが、
あくまでも口頭言語（和訓）としての前文を聞き継ぐ立場とし
てあるのである。

前文の「魔」字に恣意的な和訓を与えることで、前文の領巾
振りを佐用姫の行為という外的事象に特化させ、これに対応す
る形でその行為を行う佐用姫の思いに和歌が配される。

ここに、漢字にいかにか和訓を対応させるか、或いは、和語に
対して如何に漢字を充てるかという方法、即ち、漢字と和語と
の恣意的対応関係を作り出すことによる、一つの方法があると
言えるであらう。

三 鎮懷石歌前文の「鎮懷」と和歌の「御心」

右に見たような、漢字とその訓を巡る方法は、領中摩嶺歌群に限られるものではない。同じく巻五収載の、山上憶良の所謂「鎮懷石歌」には、前文と和歌とにおいて一つの漢字「懷」の訓を巡るだけの如きものが見られる。

筑前国怡土郡深江村子負原、臨海丘上有石。大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩。並皆墮円、状如鶏子。其美好者、不可勝論。所謂徑尺璧是也。或云此石者肥前国彼杵郡平敷之石。当占而取之。去深江駅家二十許里、近在路頭。公私往来、莫不下馬跪拜。古老相伝曰、「往者息長足日女命、征討新羅国之時、用此石、挿著御袖之中、以為鎮懷。美是御裳中矣。所以行人、敬拜此石」。乃作歌曰、

かけまはくは あやに畏し 足日女 神の命 韓国を 向け
平らげて 弥許々呂遠 斯豆迷多麻布等 斎ひたまひし
真玉なす 二つの石を 世の人に 示したまひて 万代に
言ひ継ぐかねと 海の底 沖つ深江の 海上の 子負の原
に 御手づから 置かしたまひて 神ながら 神さびいま
す 奇し御魂 今のをつづに 貴きろかむ (五・八一三)
天地の共に久しく言ひ継げとこの奇し御魂敷かしけらしも
(五・八一四)

右事伝言、那珂郡伊知郷養嶋人建部牛麻呂是也。

息長足日女命、即ち神功皇后が新羅征討に向かうに、陣痛に

襲われ、これを鎮めるために石を用いたという説話が、古事記・日本書紀・風土記に載せられていることは周知の通りである。やや煩雑になる嫌いもあるが、以下にそれぞれの伝承を示しておく。

A時に、適皇后の開胎に当れり。皇后、則ち石を取りて腰に挿み、祈りて曰はく、「事竟へて還らむ日に、茲土に産れたまへ」とのたまふ。其の石、今し伊都県の道辺に在り。
(神功皇后摂政前記¹³)

B故、其の政未だ竟へざりし間に、其の懷妊みたまふが産れまさむとしき。即ち御腹を鎮めたまはむと為て、石を取りて御裳の腰に纏かして、筑紫国に渡りまして、其の御子は阿禮坐しつ。阿禮の二字は音を以るよ。故、其の御子の生れましし地を号けて宇美と謂ふ。亦其の御裳に纏きたまひし石は、筑紫国の伊斗村に在り。
(古事記、中巻¹⁴)

C逸都の梟。子饗の原。石両顆あり。一は、片長さ一尺二寸、周り一尺八寸、一は、長さ一尺一寸、周り一尺八寸なり。色白く靱く、円なること磨成けるが如し。俗、伝へて云はく「息長足比売の命、新羅を伐たむとしたまひて、軍を閲はしたまひし際、懷娠みたまひて、漸に動きき。時に、両の石を取り裙の腰に挿著みたまひて、遂に新羅を襲ちたまふ。凱旋之日、芋渚野に至りたまふに、太子誕生れませり。この因縁ありて、芋渚野と曰ふ。産を謂ひて芋渚といふは、風俗の言詞のみ」といへり。俗間の婦人、忽然に振動けば、裙の腰に石を挿み、厭ひて時を延ばしむといふは、蓋しこれによるか。
(筑紫国風土記、子饗原、芋渚野)

D 怡土の郡。児饗野。〔郡の西のかたにあり。〕この野の西に白き石二顆あり。へ二顆は長さ一尺二寸、大きさ一尺、重き四十一斤なり。一顆は、長さ一尺一寸、大きさ一尺、重き三十九斤なり。〽曩者、氣長足姫尊、新羅を征伐たむとしてこの村に到りたまひしとき、御身姪みたまひて、忽に誕生れまさむとしき。登時、この二顆の石を取らし、御腰に挿みたまひ、祈ひて曰りたまはく、「朕、西の堺を定めむとしてこの野に來着たるに、皇子を姪めり、若しこれ神にしまさば凱旋りし後に誕生れまずそ可き」とのりたまふ。遂に西の堺を定めたまひ、還り來りて即ち産みたまふ。謂ゆる菅田の天皇、是なり。時の人、其の石を号けて皇子産の石と曰ひき。今、訛りて児饗の石と謂ふ。

(筑前国風土記、児饗野、児饗の石(甲類))
右に引用した伝承では、それぞれ、神功皇后が新羅遠征に向かう時に皇子が生まれそうになったということが明確に記されている(傍点部)。

これに比して、「鎮懐石歌」前文が記す古老の伝承には、神功皇后が新羅を征伐した時に——「往者息長足日女命、征討新羅國之時」、石を袖の中に挿し挟んで「鎮懐」とした——「用茲両石、挿著御袖之中」、以為「鎮懐」、とだけ記されていて、一読したところ出産のことは書かれていないように見える。このことに関して、澤瀉久孝氏は、前文に見られる「鎮懐」の語が、長歌の「御心を鎮めたまふ」に対応するものであると説いた上で、

古事記以下の諸本に伝へるところは、皇后懐妊の事があつ

て、ご出産延期の為にこの靈石を裳の腰に着けるといふうになつてをり、筑紫風土記の如きは生産延期のまじなひとして後世にも行はれたやうに記され、古事記も「鎮御腹」とあるので、ここでもさういふ意味に解釈されがちである。しかしここをさうとるのは無理である。

と述べられ、佐佐木信綱氏「評釈万葉集」の「三韓を平定して御心を安らかにしたまふの意。」とする見解を正しきものとし、「歌詞は歌詞としての正しい解釈の上に立つべき」であることを説かれる。

だが、これに関しては記紀以下の伝承と同じく見るべきとの大谷雅夫氏の反論がある。この前文において、石の用途は「以為鎮懐」とあり、「懐を鎮める」ために石は用いられたという。この「懐」は、「ココロ」という訓を持つ他、「懐妊」「懐子」などの熟語を作り、類聚名義抄には「ハラム」の訓が載せられている。これらのことから氏は、「鎮懐」が「出産の痛みを抑えるの意であることは明らかであろう」と述べられる。「痛み」までを読み取り得るかに関してはなお慎重でありたいが、「鎮懐」が「懐(ハラム)ことを鎮める」との意味を持ち、前文が記紀・風土記と同一の伝承であると把握することも充分可能なことである。

なお付言すれば、当該前文に引かれた古老の伝承そのものについては「鎮懐」に対する解釈が多様にあり得るため、記紀・風土記の伝承とは別物である可能性も捨てきれない。

ここで、前文の「鎮懐」の意を決定するのは、その割注である。これが憶良の作品であり、かつ原資料の姿をよく残してい

る巻五に収載されている作品であるということをお察すれば、当該前文に記される割注も、「沈痾自哀文」や「悲歎俗道假合即離易去難留詩」の序文と同様に憶良の手になる自注であつたものと考えられる。

割注では、石を袖中に挿し挟んだとする古老の伝承に対して、「実は御裳中矣」と記される。古老の伝承を前文に引用する憶良が、「神功皇后が石を挿し挟んだのは、実は袖ではなく、裳の中なのである」と修正を加えているのである。石を挿し挟んだ場所を記紀・風土記で見ると、いずれも裳あるいは腰である。つまり、憶良は古老の伝承に対して記紀・風土記に見られる如き伝承によって「実は」と注を加えるのであつて、ここでは古老の伝えを、出産を鎮めた伝承として受け止めようとしていることが明らかである。であれば、長歌に見える「御心を鎮めたまふと」の句によって前文の「鎮懐」の「懐」にココロの訓をそのまま宛てることは出来なくなる。

つまり前文では、「懐」の字を「ハラム」の意にあたるものとして解させようとし、これに続く和歌では、この「懐」の字を「ココロ」と訓じて前文の「鎮懐」を「御心を鎮めたまふ」と承けるという対応関係をもつて記されているということになる。⁽²⁰⁾中西進氏は、両者の関係を、

序の鎮懐は「心体」「平安」という臚化とうけ取ることでできるのだが、この歌では、さらにそれを「御心」と限定してしまふのである。⁽²¹⁾

と述べられる。氏が「鎮懐」を臚化と取るのは「懐」字の多義性にかかつており、歌がココロに限定するというのは、その多

義性の中から一つの訓を選び出すということに他ならない。実際、前文においては、大谷氏の指摘の如く「懐」は「ハラム」ことに限定されているのだが、前文にハラムともココロとも訓じ得る「懐」の字を用いたことによつて、前文から長歌へという中で、妊娠から御心へという転化が可能になつたのである。ハラムにあたる漢字は、「懐」の他、「娠・妊・胎・孕」が名義抄には挙げられているが、これらのうち、他のどの字でもなく「懐」の字を用いることで、このような転化を可能としているのである。長歌に見る「心を鎮める」とは、例えば新室寿詞に「築き立つる稚室葛根、築き立つる柱は、此の家長の御心の鎮なり。」⁽²²⁾の例がある他、集中には、

真木柱太き心はありしかどこの我が心鎮めかねつも

(二・一九〇)

の用例が見られる。前者では、安定した柱に言寄せてその家主の心の平穩を言祝ぎ、後者では草壁皇子の遊いた際にその舎人が「真木柱の如きしつかりとした心を持つていた善なのに、皇子の死で動揺する自分の心を鎮めることができぬ」と歌う。心を鎮めるとは、不安定な心の動揺をしつかりと安定させる意であり、当該歌の「御心を鎮めたまふ」とは「懐（ハラム・ハラミタマヘルコト）」を鎮めることによつて、心の安定を得たことを指すことになる。つまり、出産を鎮めることは同時にその御心を鎮めることでもあつたということになる。

四 漢文と和歌の並列

如上に見てきたことを確認しておきたい。まず、領巾麿嶺歌

群においては、その前文の「塵」字にフルという佐用姫の具体的行為のみ背負わせ、その字義より現れてくる佐用姫の目的・意図という心情に関わる部分が和歌の上で表現された。

鎮懐石歌の場合もこれと同様に、前文における「鎮懐」は「懐（ハラム）」ことを「鎮」めるといふ具体的行為に限定的に用いられ、これに対して、和歌の上で、「懐」の字義から多層的に現れるもう一つの意であるココロを和訓として取り出し、表現する。

両者はともに、伝承的事実を語る漢文において「塵」「懐」を具体的な事象に特化させながら、その事象にもなう心情を、「塵」「懐」の字義から導き出して和歌の上にあらわす。ここでは、一つの漢字に対して二つ以上の和訓があるという字義の重層性を利用して、一方の事象面を表す和訓を漢文に振り分け、他方の心情面を表す和訓を和歌に振り分けるといふことをしているのである。

そしてそのことによって、憶良や旅人たちが筑紫万葉歌人たちは、一つの事象―一つの漢字とも言いうる―を、漢文において外的事象面から、また、和歌において心情面から、同時に照らし出すという方法を試みているのである。

ともに、伝承を語る前文と和歌という組み合わせで構成される領巾塵嶺歌群と鎮懐石歌とは、漢文・和歌という、いわば異言語とも言いうる二つの言葉を並列させることによって、一つの出来事を多面的に表現する。それらを繋ぐものが、一つの漢字、「塵」であり、「懐」であった。

これらのことから更に発展して、旅人や憶良にとっての和歌

とは何であったか、漢文とは何であったのか、といった彼らにとっての言葉とは何か、あるいは、一つの漢字を多角的に表現することで何を表現させようとしていたのか、といった問題なども浮上してくるが、それらは今後の課題としておきたい。

註

- (1) 犬飼隆氏「声の記録と文字による表現」(『上代文学』第八四号・平成12年4月)
- (2) 稲岡耕二氏「万葉表記論」(昭和51年11月・塙書房)、「人麻呂の表現世界」(平成3年・岩波書店)など。
- (3) 前掲、稲岡耕二氏「人麻呂の表現世界」
- (4) 原田貞義氏「記載文学としての万葉集―旅人と憶良の歌風の特徴―」(『万葉集研究』二三集・平成11年11月・塙書房)、「読み歌の成立―大伴旅人と山上憶良」(平成13年5月・翰林書房)に所収。
- (5) 乙類風土記の場合その書名は『筑紫国風土記』とあるべきであろうが、『万葉集註釈』に引かれた際の名称「肥前国風土記」をそのまま用いておく。
- (6) 風土記の引用は『新編古典文学全集 風土記』(小学館・平成9年10月)による。
- (7) 「褶」がヒレと読まれることは、例えば『播磨国風土記』加古郡に、「此岡有比礼墓。所_レ以号_レ褶墓者。…(以下略)」とあることから明らかである。
- (8) 伊藤博氏「萬葉集釋注 三」(集英社・平成8年5月)。なお、括弧内は引用者。
- (9) 井村哲夫氏「松浦の虚構―仙女と佐用姫と」(『万葉集物語』昭和52年6月)。ただし、これらすべての歌を憶良の作として見るか否かは、氏自身が『萬葉集全注 巻第五』(有斐閣・昭和59年6月)において、④⑤を憶良作、①③を旅人周辺の人物の作とみる論を提出されている。
- (10) とはいえ、この前文が全文訓読作文であったかどうかまでは、判

別しがたい。ただし少なくとも、地名ヒレフリノミネの由来として「鷹」という行為があるのであって、この部分が訓読されたことは確実といえる。なお、漢文に対する訓読・音読の認定は、廣岡義隆氏「漢文脈と和文脈―風土記の訓読から―」（『美夫君志』第56号・平成10年3月）の風土記に対する音訓の認定方法を参考とさせて頂いた。

- (11) なお、当該歌群の「後人」を「後世の人」の立場を装ったものとして解釈する論は、早く、窪田空穂氏「萬葉集評釋」の論がある。近くは、広川晶輝氏「『領巾靡嶺歌群』について」（上代文学会大会口頭発表・平成13年5月）によって、当該歌群が「後人」によって伝承されていく過程を構成として表現した作品であると論が提示されている。また稿者もこれを「後人追和」の方法として、松浦道遥歌群の「後人追和」とあわせて、後人を装うことで空間的に、あるいは時間的に虚構世界を拡充するという方法として論じた（慶應義塾大学国文学研究会・平成13年6月、および美夫君志会万葉ゼミナール・平成13年9月）。これに関しては、早い時期に論考化したいと考えている。
- (12) 目録に「山上憶良詠鎮懐石歌一首（并短歌）」と記す。これが、表記の上からも憶良の作に間違いなことは、稲岡耕二氏「万葉表記論」（『稿書房』昭和51年11月）、「鎮懐石歌の筆録」の論で明らかにされている。

- (13) 日本書紀の訓読は『新編日本古典全集 日本書紀1』（小学館・平成6年4月）による。
- (14) 古事記の訓読は『日本古典文学大系 古事記・祝詞』（岩波書店・昭和33年6月）による。
- (15) 澤瀉久孝氏『萬葉集註釈 五』（中央公論社・昭和35年2月）
- (16) 佐佐木信綱氏『評釈万葉集 卷二』（佐佐木信綱全集 卷二）六興出版社・昭和24年）
- (17) 大谷雅夫氏『鎮懐石の歌』（『セミナー万葉の歌人と作品 第五巻』平成12年9月・和泉書院）
- (18) 図書寮本・観智院本ともに「ハラム」の訓がある。

(19) その点、『新編日本古典文学全集 萬葉集2』（小学館・平成7年4月）が、「実は」とあるのは、憶良が口碑の類より記録を重じていることを示す」との注を記す。肯うべきものと思われる。

(20) 大谷雅夫氏は以下のように論じておられる。「序文の『鎮懐』と長歌の『御心を鎮めたまふ』との間には、漢語『懐』に和語『ココロ』を充てるといふ訓読の過程が存したことであろう。そして、そこには訓読による意味の屈折が、当然のことながら生ぜざるを得ない。序文の『鎮懐』すなわち腹の痛みを抑えることに対して、長歌の『御心を鎮めたまふ』は、より一般的で間接的な、即ち歌詞らしい臚化した表現となるのである。」（前掲論文（17））

(21) 中西進氏「鎮懐石の歌」（山上憶良）河出書房新社・昭和48年6月／『万葉論集』第八巻・講談社・平成8年1月に収載）

(22) 顕宗天皇即位前記

（まつだひろし・慶應義塾大学大学院生）

付記

本稿の一部は、平成13年6月の慶應義塾大学国文学研究会、及び同年9月の美夫君志会万葉ゼミナールにおける口頭発表の一部をもとにしている。両発表において諸氏より多大なる教示を頂くことが叶った。ここに深甚の謝意を申し述べ次第である。